

岩泉都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(岩泉都市計画区域マスタープラン)

平成16年5月

岩手県

# 岩泉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 (岩手県決定)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり決定する。

## . 都市計画の目標

1. 都市計画区域の規模・範囲
2. 都市計画区域の現状・課題
3. 都市計画区域の将来像
4. 都市計画区域の基本方針

## . 区域区分の決定の有無

## . 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (1) 商業地
  - (2) 工業地
  - (3) 住宅地
  - (4) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
  - (5) その他
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (1) 交通施設の整備の方針
  - (2) 下水道の整備の方針
  - (3) 都市施設の整備における営農条件への配慮
3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
  - (1) 公園・緑地等の配置の方針
  - (2) 環境保全の方針

## 付図 岩泉都市計画区域の将来像図

「内容については別添のとおり」

### 理由

一体の都市として整備、開発及び保全を行い、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため。

岩泉都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

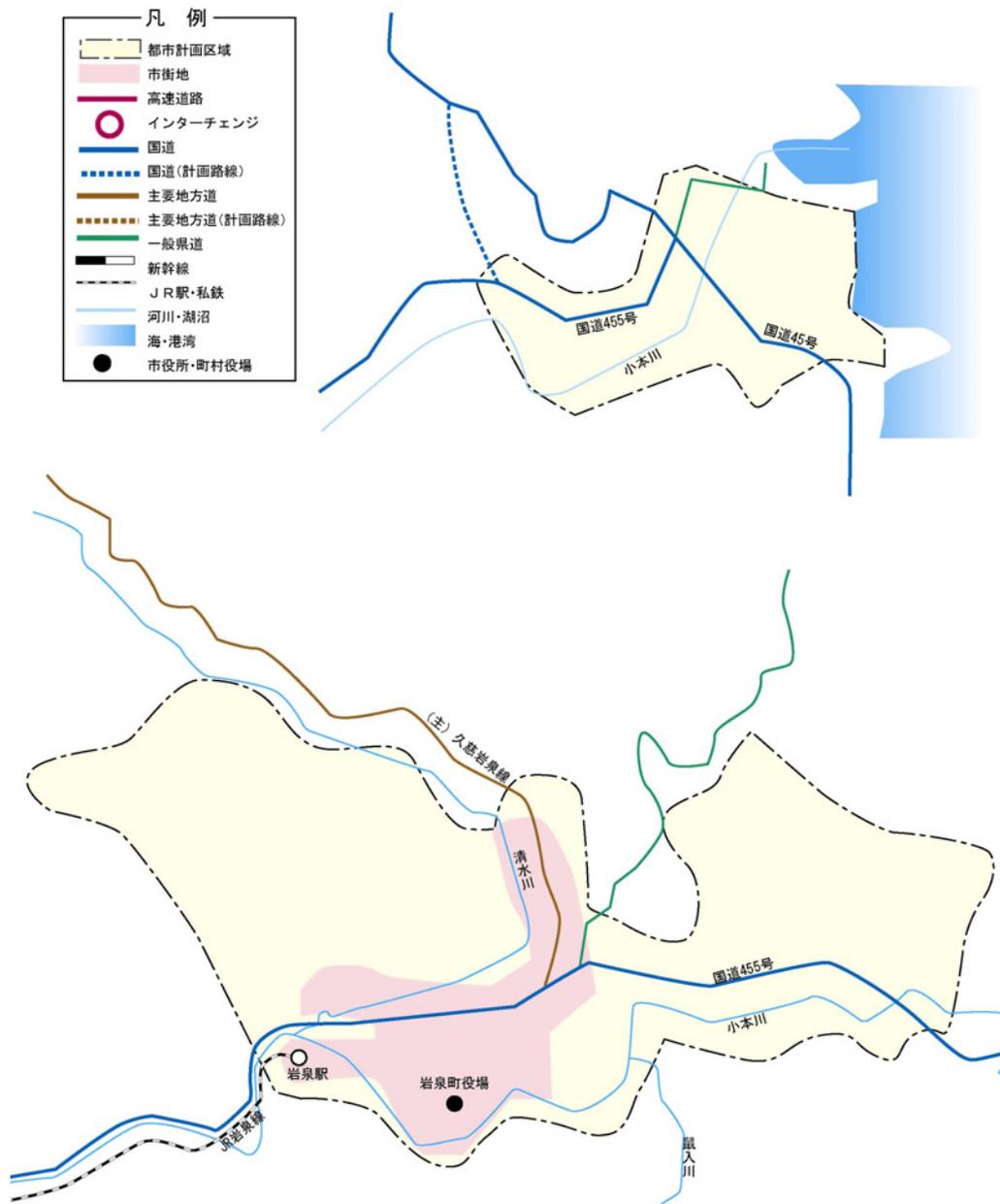
1. 都市計画の目標

1. 都市計画区域の規模・範囲

本方針は、岩泉都市計画区域（以下「本区域」といいます。）を対象とし、その規模・範囲は以下のとおりです。

都市計画区域	市町村	範囲	面積(ha)
岩泉都市計画区域	岩泉町	行政区域の一部	1,582

岩泉都市計画区域



## 2. 都市計画区域の現状・課題

本区域は、江戸時代には盛岡藩の代官所が置かれたほか、盛岡城下と野田を結ぶ塩の道として有名な野田街道（小本街道）の中継地としても栄えました。近年は、龍泉洞や豊富な森林資源を活用した観光都市としても発展してきました。

しかし、中心市街地の空洞化や周辺農山村の急激な過疎化の進展により、都市機能の低下が懸念される状況にあり、早坂トンネルや小本港などの整備を推進して他の都市圏との交流・連携を活発にし、既存の都市基盤を活用しつつ、都市機能の強化と快適な都市環境の整備を図る必要があります。

## 3. 都市計画区域の将来像

「岩手県都市計画ビジョン」において掲げた都市づくりを実現するため、本区域の将来像を次のとおり掲げます。

### 森にいだかれた交流都市

北上高地の真っ只中にある条件を活かし、森づくりを通じて人と自然が共に息づく環境や、快適な暮らしを実現する魅力ある居住環境の形成を図るとともに、森林や水などの地域資源を活かした産業振興拠点の形成に努めます。

また、広域的な交流連携を促進し、定住を支える交通・情報のネットワークの形成や定住と雇用を促進するための都市機能を充実させることにより、森にいだかれた交流都市を目指します。

## 4. 都市計画区域の基本方針（実線囲みは都市計画区域の特色を活かし推進すべき方針）

### (1) 森づくりを通じて人と自然が共に息づく環境の形成

森と水の豊かな自然がいつまでもその輝きを保ち続け、限りある資源を大切に利用する持続可能な循環型の「共生の森づくり」を目指し、人と自然が息づく環境の形成を図ります。

### (2) 快適な暮らしを実現する魅力ある居住環境の形成

身の回りの生活環境を整え、地域の風土を活かしつつ災害に強い安全で快適な「暮らしの森づくり」を目指し、風土になじむ快適な暮らしの実現を図ります。

また、誰もが等しく心豊かに暮らせる心のふれあいと助け合いの「幸せの森づくり」や、だれもが健やかで長生きすることができる「健康の森づくり」を目指し、共に助け合う地域型福祉の構築や保健・医療の充実を図ります。

### (3) 地域資源を活かした産業拠点の形成

自然環境を最大限に活かした農林水産業の展開による「恵みの森づくり」や地域資源や技術を活かした鉱工業（採石業等）と買物が楽しくなる商業の展開による「賑わいの森づくり」を目指し、環境を活かした農林水産業の創造や雇用確保と活力ある商工業の振興を図ります。

#### (4) 広域的な交流連携を促進し、定住を支える交通・情報のネットワークの形成

早坂トンネルや小本港の整備を促進し、日常の暮らしや生産活動に欠かすことができない人や物、情報が素早く確実に行き交うことができる「交流の森づくり」を目指し、人にやさしい交通・情報のネットワーク形成を図ります。

#### (5) 定住と雇用を促進するための都市機能の充実

定住と雇用を促進するため、行政、産業、文化、スポーツなどの都市機能の充実を図ります。

## ．区域区分の決定の有無

本区域においては、区域区分を定めない ものとします。

### < 判断根拠 >

- ・ 行政区域全体の動向を見ると、人口については減少傾向を示しており、今後もそれが続くものと見込まれ、また、産業動向は卸・小売販売額、製造品出荷額ともに減少傾向を示しており、土地利用動向も余り活発な状況ではありません。
- ・ さらに、都市規模・拠点性等を踏まえると、無秩序な開発が急速に進展するとは考えにくく、また、一体的な生活圏（宮古広域生活圏）として本区域と結びつきが強く、都市規模・拠点性が大きい宮古都市計画区域においては、無秩序な市街地拡大が起こる可能性は低いとして区域区分を定めないとしていること、などを踏まえると、区域区分以外の都市的土地利用規制でも十分に対応できると判断されます。

区域区分・・・無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することです。本県では、盛岡広域都市計画区域のみ定めています。

## ．主要な都市計画の決定の方針

### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 商業地

- ・ 交通網の整備や自家用車の普及は消費行動を広範囲化させ、さらには近隣市町村への大規模小売店の進出や価格破壊による自由競争の激化が地元購買率の低下に拍車をかけるなど、商業地にとっては深刻な状況となっています。
- ・ このため、本区域の商業地では、岩泉地区、小本地区共に消費者が集まる魅力ある商店街づくりや街並みの形成に努め、地域密着型商業を確立することが大切です。

- ・ また、観光客など区域外からの消費者も視野に入れた店舗づくりを進め、商店街の活性化を図ります。
- ・ 特に岩泉地区では、観光拠点として魅力ある商店街づくりを進めるため、街路、駐車場、公園・広場など都市基盤施設の整備による商業機能の強化を図ります。

### (2)工業地

- ・ 工業地として独立した土地利用は見られませんが、市街地内での木材加工や食品加工などの工場が、住商工混在しながら集積しています。
- ・ 今後は、住居系市街地とは独立した工業地の配置を基本としながら、小規模な工場が立地している地区等については、住居系もしくは商業系との混在によるコミュニティの維持・継続を図り、魅力的で岩泉らしい工業地の形成を図っていきます。

### (3)住宅地

- ・ 良好な住環境の確保は、住民が快適な暮らしを営む基本的な条件であり、若者の定住化を促進する大切な要素です。
- ・ 定住化のための住まいづくりのため、需要を適切に見通しながら新たな住宅地の整備を進めるほか、町営住宅などの既存ストックの機能の高度化を図ります。
- ・ 自己所有地への持ち家を望む住民やIターン、田舎暮らしを望む人のために地域の特性を活かした住宅地整備を進めます。

### (4)災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 災害の恐れがある箇所等については、市街化を抑制します。

### (5)その他

- ・ 白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）については、土地利用の状況などを考慮しつつ、必要に応じて特定用途制限地域の設定や建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制を検討します。
- ・ また、白地地域について、他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、土地利用調整を十分に行います。

## 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1)交通施設の整備の方針

- ・ 岩泉町は、広大な区域の中に集落が点在しているために、地域間や近隣の市町村を結ぶ交通ネットワークの整備が課題になっています。
- ・ 道路網については、県都盛岡市に通じる国道 455 号が区域を横断し、国道 45 号が沿岸部を、国道 340 号が内陸部をそれぞれ縦断しています。
- ・ また、県道は主要地方道 3 路線、一般県道 7 路線となっています。
- ・ 国道や県道の整備については、住民生活に密着する町道、農道、林道の整備と一体的に進めるほか、産業振興や地域間交流を促進する交通ネットワークづくりを促進します。

### (2)下水道の整備の方針

- ・ 区域の中心部は平成 4 年度に公共下水道事業に着手し、平成 11 年度から一部使用を開始しています。

- ・ 今後についても、区域の中心部の公共下水道事業を計画的に推進します。

### (3) 都市施設の整備における営農条件への配慮

- ・ 都市施設の整備に当たっては、営農条件の低下が起こらないよう配慮します。

## 3 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・ 市街地については、機能的な商業地・良好な住宅地の確保、利便性の向上を検討します。
- ・ その方策として、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的事業、道路、下水道及び公園の整備を検討するほか、地区計画、特別用途地区等による土地利用の誘導等を検討します。

## 4 . 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### (1) 公園・緑地等の配置の方針

- ・ 公園の中核施設として「ふれあいらんど岩泉」の利活用を促進するとともに、他地区にも地域の特性を活かした公園整備を図ります。
- ・ 子供から高齢者までだれもが身近な場所で憩えるようなボランティア団体や地域づくり団体と連携し、小公園や広場などの緑化を推進します。
- ・ 街区公園や近隣公園などの住区基幹公園は、それぞれの機能や誘致距離等を配慮し、配置・整備を図ります。

### (2) 環境保全の方針

- ・ すぐれた海岸景観を有する陸中海岸国立公園に指定されている区域は、保全を図るものとします。
- ・ 石灰岩地帯の特有の植生を有する宇霊羅山は、自然環境保全地域として保全を図るものとします。

# 岩泉都市計画区域の将来像図

